

福井県平成24年度第3回公募公債の条件決定方法

1. 引受方法

福井県平成24年度第3回公募公債は、5年債、全額入札方式とする。

2. 入札方法および参加者

- ・入札は「イールドダッチ方式」とする。
- ・入札参加者は、平成24年度福井県シンジケート団メンバーおよび入札参加を希望する金融機関とする。

3. 入札条件等

- ・入札参加者は、別途通知する入札書により、応募者利回り（単利：絶対値）および引受希望額（億円単位）を応札する。
- ・応札は財務企画課メールアドレスへ行うこととする。
- ・シ団メンバー1社当たりの応札下限額は発行額×当該構成員のシェアとし、1億円未満になる場合は、1億円を最低応札額とする。また、シ団メンバー以外の応札者についても1億円以上の応札とする。
- ・利回りは0.1bp単位（0.001%単位）とする。
- ・1社当たりの応札本数は3本以内とし、上下利回りの差は3bp以内とする。
- ・県は、利回りの低いものから順に募入とし、発行額に達した利回り（以下「募入最高利回り」という。）を基礎に発行条件を決定する。
- ・表面利率（クーポン）は、小数点第3位（0.001%単位）とする。
- ・発行価格はパー発行とする。
- ・以下に該当する場合は、応札を無効とすることがある。
 - 記入内容に重大な不備があった場合
 - 提出期限を過ぎた応札
 - その他無効として取り扱うことに合理的な理由がある場合

4. 募入最高利回り応札者への割当額の調整

- (1) 募入最高利回りの応札者が1社の場合には、発行額と既に募入した引受希望額との差額（以下「差額」という。）とする。
- (2) 募入最高利回りの応札者（以下：応札者という。）が2社以上の場合には、最高利回りへの応札額の比率（切捨て、1億円単位）で割り当てる。
 - ① 1億円未満の端数については、発行額に達するまで、端数の大きい順に1億円ずつ割り当てていくが、端数が同額で1億円ずつ割り当てることにより発行額を上回ってしまう場合は、割り当てを行わず、次の端数調整を行う。
 - ② 端数調整では、1社に1億円を超える端数調整は行わない。
 - ③ 上記の調整で端数が生じた場合は、最高利回りでの応札額の多い順に1億円ずつ割り当てる。
 - ④ 上記調整で、端数が解消されず最高利回りでの割当て額が同額の複数の応札者がある場合には、募入した（最高利回り割り当て分を除く。）引受額の多い順に1億円ずつ割り当てる。
 - ⑤ これまでの調整で端数が解消されない場合には、応札時刻の早い順に端数が解消するまで1億円ずつ割り当てる。

5. 事務幹事

- ・ 応札者のうち、引受額が最大の者を事務幹事とする。
- ・ 事務幹事は、落札者を代表して福井県と契約する。
- ・ 幹事手数料は落札額×2.5銭／100円（税抜き）とする。
- ・ 引受額の最大となる者が複数いる場合は、次により事務幹事を決定する。
 - 応札額の平均利回りが低いものを事務幹事とする。
 - 同率の者が複数いる場合は、最低利回り応札者とする。
 - 最低利回り応札者が複数いる場合は、最低利回りでの応札額の大きいものとする。
 - それでも、決定しない場合は、応札時刻の早い者を事務幹事とする。

6. 入札時のタイムスケジュール

- ・ 入札時刻 入札当日の午前 11 時から午前 11 時 20 分まで（当課サーバーの時計とする）
- ・ 条件決定 集計後速やかに
- ・ 結果通知 条件決定後速やかに通知
- ・ 解 禁 結果通知後（クーポン、事務幹事、応募者利回り、業者別引受額）

7. その他

- ・ 3月4日（月）までに入札参加者のメールアドレスを登録し、登録したアドレスからの応札を有効とする。
- ・ 入札書様式は、3月5日（火）に登録したアドレス宛てに送付する。
- ・ 入札日の前日（3月13日（水））にリハーサルを行い、入札の執行に支障が無いか確認する。
- ・ 福井県もしくは応札予定者のメールサーバ等に障害が発生し、円滑な条件決定および連絡ができない場合は、FAXにより対応することとする。
- ・ 入札参加者の落札額をシ団招聘およびシ団シェア割の参考資料とする。
- ・ ただし、落札者が流通市場での大幅な価格の下落やスプレッドの悪化を招いた場合（投売りが確認された場合など）には、その実績は上記シ団招聘およびシ団シェア割の参考としない。
- ・ 証券取引所でサーキットブレーカーが発動されるなど異常事態が確認された場合は、入札開始時刻前に入札参加者へ通知を行い、入札を延期することがあるものとする。